



この素晴らしい阿蘇に感謝

阿蘇高岳より雲海を望む

《注意》

阿蘇中岳・高岳への登山は、砂千里ルートをご利用下さい。
(現在、仙酔峡ルートは工事中)
なお、砂千里駐車場をご利用の方は開鎖時間(午後4時30分)を遵守し、
山上警備員に指示に従う等、決められたルールを必ず守って下さい。

目次

- 平成30年第3回阿蘇市議会定例会報告 P2～P5
- 総務常任委員長報告 P6～P7
- 文教厚生常任委員長報告 P8～P9
- 経済建設常任委員長報告 P10～P12
- 市政を問う P13～P18
- 第94回全国市議会議長会定期総会 P19
- 潟室坂トンネル工事概要 P20～P21
- 阿蘇市議会活動状況 P22

議会だより
第50号
2018年8月発行

平成30年 第3回阿蘇市議会定例会報告

第3回阿蘇市議会定例会が、6月1日から15日までの15日間開催されました。報告10件、承認7件、条例7件、予算7件、諮問5件、請願1件、決議案1件、計38件が審議されました。

条例審議（主なもの）

議案第45号

阿蘇市畜産環境保全に関する 条例の制定について

可
決

本条例は、豊かな自然の恵みを実感しながら暮らすことのできる市民の健康で文化的な生活の実現を目指すため、畜産環境の保全に関する阿蘇市の基本的な考え方を定め、事業者等の責務を明らかにすることで、地域と畜産業の共存、地域に根差した畜産業の振興を図ることを目的に新たに制定されました。

基本理念

- (1) 畜産業は、その事業活動により、環境若しくは人の健康又は生活環境に様々な影響を与えるものであることを認識し、市民が健康で文化的な生活ができるよう配慮しなければならない。
- (2) 地域と畜産業の共存を図るためにには、地域住民、事業者、行政等が互いに尊重し、協働により共に発展できるよう取り組まなければならない。
- (3) 畜産環境の問題には、事業者、行政等の適切な対応と地域住民の理解が極めて重要であり、互いに協力し、その問題の解決に取り組まなければならない。

議案第46号

阿蘇市行政区設置条例の 一部改正について

可
決

阿蘇市行政区設置条例は、市の行政事務を合理的かつ能率的に運営するため、行政区を設置し、その行政区には、それぞれ区長1人を置くとされており、その職に就かれた区長について、守秘義務が明文化されたものです。

(守秘義務)

第6条 区長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

議案第48号

阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

可
決

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受けて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が公布されたことで、放課後児童支援員の基礎資格等が緩和されました。

主な内容

- (1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大について
平成29年度中に省令が改正されたことを受け、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」が明記されました。
- (2) 基準省令規定の明確化
省令内に、学校教育法の規定で、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところを、教員免許状の更新を受けていない場合でも放課後児童支援員として認められるようになりました。

平成30年度一般会計補正予算（主なもの）

補正額3億4,355万円を可決
予算総額158億5,906万円

歳入で、平成28年熊本地震復興基金交付金等により国庫支出金及び県支出金、また、波野支所庁舎建設事業等に伴う市債を追加し、歳出では、主に平成28年熊本地震復興基金交付金事業、波野支所庁舎建設事業及び乙姫体育館防災機能拡充事業を計上しています。

項目	補正額	補正後の額
議会費	13万円	1億4,052万円
総務費	1億9,333万円	17億2,402万円
民生費	2,492万円	56億3,739万円
衛生費	658万円	13億8,354万円
農林水産業費	3,901万円	11億8,715万円
商工費	4,744万円	5億2,798万円
土木費	3,221万円	12億2,976万円
教育費	3,959万円	10億5,699万円
災害復旧費	△3,681万円	6億6,072万円
予備費	△285万円	3,521万円
その他	—	22億7,578万円
合計	3億4,355万円	158億5,906万円

総務費

- 波野支所庁舎建設工事関連予算 1億8,592万円



波野支所庁舎完成イメージ

民生費

- 仮設住宅防腐防蟻処理業務委託料
(復興基金・創意工夫分) 1,535万円
- 仮設住宅外壁塗装工事
(復興基金分) 1,263万円



仮設住宅

教育費

- 乙姫体育館
防災機能拡充
工事関連予算 2,966万円



旧乙姫小学校体育館

商工費

- 阿蘇市「草・観・然」活性化事業補助金 3,084万円
- 阿蘇神社周辺整備工事 2,500万円



解体予定のうなり茶屋

災害復旧費

- 被災農地等借上料（創意工夫分） 2,560万円

平成30年第3回 阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件 名	審議結果
報告第2号	専決処分の報告について	報告
報告第3号	専決処分の報告について	報告
承認第2号	専決処分の承認について	承認
承認第3号	専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について	承認
承認第4号	専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について	承認
承認第5号	専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について	承認
承認第6号	専決処分した平成29年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について	承認
承認第7号	専決処分した平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	承認
承認第8号	専決処分した平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について	承認
報告第4号	平成29年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第5号	平成29年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	報告
報告第6号	平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第7号	平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
報告第8号	平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	報告
報告第9号	平成29年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報告
議案第45号	阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について	原案可決
議案第46号	阿蘇市行政区設置条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第48号	阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第49号	阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第50号	阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第51号	阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第52号	平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について	原案可決
議案第53号	平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第54号	平成30年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決

議案等番号	件 名	審議結果
議案第55号	平成30年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第56号	平成30年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	原案可決
議案第57号	平成30年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について	原案可決
議案第58号	平成30年度阿蘇市病院事業会計補正予算について	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
報告第10号	株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について	報告
報告第11号	一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について	報告
請願第1号	内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書	採択
発委第1号	阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議	原案可決

《市長提出事件数》

報告…10件

承認…条例2件、予算4件、その他1件

可決…条例7件、予算7件、請願1件

諮詢…5件

《委員会提出事件数》

可決…決議案1件

計38件

議案等の賛否表（賛否の分かれた議案等の結果）

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
氏名	立石昭夫	竹原祐一	岩下治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏德	市原正	森元一	河崎秀雄	大倉幸也	湯浅正司	田嶋弘也	五島義子	高宮正行	古澤國義	阿南誠藏	古木孝宏	田中則次	井手明廣	藏原博敏
議案第45号	○	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第49号	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第52号	○	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
請願第1号	採択		○		○		○	○			○	○			○		○	○	○	議
	不採択																			議

総務常任委員長報告

委員長　湯淺　正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」



被災した波野支所

議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」は、マイナンバー制度が始まつたことで住民の個人情報に関する意

識の高まりや、区長業務においても個人情報を取り扱うことが多くなっていることから、守秘義務の項目の追加に伴い、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

総務課長から「本案は、マイナンバー制度が始まつたことで住民の個人情報に関する意

識の高まりや、区長業務においても個人情報を取り扱うことが多くなっていることから、守秘義務の項目の追加に伴い、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

委員より、「公務員

議案第47号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」

税務課長から、「本

たものでした。」との答弁がありました。

以上のようないくつかのとおり可決すべきものと決定いたしました。

算計上しています。」との説明がありました。

「工事はいつから始まり、新しい庁舎はいつから使用できるのか。」との質疑があり波野支所長から、「議決後すぐに入札準備に取り掛かるところではあります。工期は10箇月ほど要します。引っ越し作業なども含め、来年の8月くらいには新しい支所での業務のスタートを行いました。

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

波野支所所管分

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったため、本条例の一部を改正するものであります。」との補足説明がありました。

委員より、「控除対象配偶者とあつたもの

から、「合併特例債は対象事業費の95%を借り入れ、後年度に元利償還金の7割の額が交付され、税に算入されます。」との質疑がありました。

質疑があり、総務課長から「区長各位には、「個人情報保護に関する誓約書」を提出いただく予定としており、併せて区長研修会など折に触れて、本条例の周知及び理解をお願いし、啓発に努めて参ります。」との答弁がありました。

以上のようないくつかのとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案により、本案の条文のとおり同意のものが、同一生計配偶者となっ

て、本条例の周知及び理解をお願いし、啓発に努めて参ります。」との答弁がありました。

得税法及び地方税法の変更により、配偶者控除を受ける対象が1千円以下の所得の者との要件が加わったこと

により、本案の条文のとおり同意のものが、同一生計配偶者となっ

たものです。」との答弁がありました。

以上のようないくつかのとおり可決すべきものと決定いたしました。

算計上しています。」との説明がありました。

「工事はいつから始まり、新しい庁舎はいつから使用できるのか。」との質疑があり波野支所長から、「議決後すぐに入札準備に取り掛かるところではあります。工期は10箇月ほど要します。引っ越し作業なども含め、来年の8月くらいには新しい支所での業務のスタートを行いました。

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計補正予算について」

税務課長補佐から、「所

長から、「今回の場合、委託料1,917万6千円と工事請負費1億6,560万1千円を合わせた額、1億8,477万7千円の95%

委員より、「不動産の売り払いをした小倉の市有林の面積は、また、売り払い先とその後の利用は。」との質疑があり、管財契約係長から、「面積は、6万6,432mになります。売却先は、公益財団法人肥後の水と緑の愛護基金であります。県民の水保全についての関心や実施数行動

を呼び起こすことを目指す」との意見があり、その答弁があり、その補足として、財政課長補佐から、「熊本県、熊本市、民間企業等が構成メンバーであり、未だの熊本の水をつくつていくため、土地を購入し植樹を行い水源涵養林として使用しています。阿蘇市もこの基金の評議員を務めており、今回の土地も以前に造成した涵養林の拡張分となります。」との説明がありました。

委員より、「山田地区を中心に、このような水源涵養を含めた事業が行われているということで、私たちも関心を持っている。特に防災も含めて良い取り組みだと思う。今いろいろな取り組みがあるときは、執行部としても極力協力をしながら、災害に強い地域づくりを進めるべきで

佐から、「熊本県、熊本市、民間企業等が構成メンバーであり、未だの熊本の水をつくつていくため、土地を購入し植樹を行い水源涵養林として使用しています。阿蘇市もこの基金の評議員を務めており、今回の土地も以前に造成した涵養林の拡張分となります。」との説明がありました。

「現在、広報誌作成を作成用ソフトウェア使用料の具体的な内容は、また、情報発信についての体制強化の取り組みは。」との質疑があり、秘書広報係長から、「現在、広報誌作成を

育士の採用について、6名採用の予定が4名しか採用ができなかつた理由は、また、その原因は何か。」との質疑があり、総務課長から、「保育士につきましては、4名の正規職員が決定しました後に残り2名を任期付きの職員として追加募集を行いましたが、応募がなく新たな採用には至りませんでした。

人事異動により広報誌作成業務は、職員を増員し2名の体制が整いました。また、行政改革の大綱の第2次を定め、プロジェクト班及び作業部会を設置し、その中で組織機構のあ



北側外輪山（大観の森方面）

総務課所管分

は。「」との意見がありました。

り方も含め、情報発信の体制についても検討を進めていかなければなりません。また情報発信の方を置いていても、各課の情報化推進員の研修を行なが連携を図り、進めているところであります。」との答弁がありました。

また、委員より、「保育士の採用について、6名採用の予定が4名しか採用ができなかつた理由は、また、その原因は何か。」との質疑があり、総務課長から、「保育士につきましては、4名の正規職員が決定しました後に残り2名を任期付きの職員として追加募集を行いましたが、応募がなく新たな採用には至りませんでした。

と/or 係長から、「ここ2年の中間、様々な災害関係の補助金等があり、その費目に人員を配置してきました。しかし、3年目以降になると、災害に係る国からの補助金

等も少なくなるため、人員を災害の費目から通常の支出の費目に移したところです。農政課、建設課とともに、災害復旧業務も当然行いながら、通常業務も行っています。」との答弁があり、また総務課長から、「災害復旧が一段落を見ました。」との答弁がありました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

は、係長が説明したように、実人員が変わっているものではありません。財源措置の部分で配分したものです。」との答弁がありました。

文教厚生常任委員長報告

委員長 古澤國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。



阿蘇市放課後子ども教室

議案第48号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第48号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より「現在、支援員は何人で、定員は何人なのか。」との質疑に

対し、福祉課長から「波野小学校を除く4施設で実施しており、一の宮小学校は2クラスありますので、全部で5クラスとなります。登録者数は279名で、支援員と補助員含め、18名おります。」との答弁がありました。

委員より「阿蘇市で必要なので、十分足りていると考へています。」との答弁がありました。

は支援員18名で十分足りているのか。」との質疑に対し、福祉課長から「1クラス40人に対して2人は必要であることから、阿蘇市では、5クラスありますので、基本とすれば、15名程度は必要なので、十分足りていると考へています。」との答弁がありました。

以上のような審査を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より「改正の中でも、例えば、障害者福祉制度を利用している方が65歳になった場合、介護保険制度のほうが優先して介護保険を受ける形になるのか。また、介護保険と障害者福祉での差額はどうなるのか。」との質疑に対し、係長から「今後は、この共生型サービスの改正に伴い、障害者施設に通所していた方が65歳になつてもそのまま通いなれた場合、あるいはショートステイ、短期入所など、さらには訪問介護といった介護保険サービスをそのまま施設で受けたままになります。介護報酬優先となりますので、その部分は障害者サービスから介護サービス給付費に切り替わるものですが、また、介護給付費が優先となり、そこで不足する、障害者自立支援のサービスについては、障害者の給付となり、まず

は介護保険の給付を優先しております、その後、差額分については障害者サービスのほうからの給付となります。」との答弁がありました。

係長から「現在、阿蘇市には、介護医療院という施設はありません。ただし、この条例にあるよう、介護療養型医療施設というのが阿蘇市には3箇所あります。今後、平成36年3月31日までに、この介護療養型医療施設については、介護医療院に転換するようになります。」との答弁がありました。

議案第49号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第50号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る効果的な支援の方針に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第50号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

教育課所管分

委員より「介護医療院といふ施設は、阿蘇市内では何件あるのか。」との質疑に対し、

委員より「介護医療院といふ施設は、阿蘇市内では何件あるのか。」との質疑に対し、

委員より「乙姫小学校体育館の工事はいつぐらいを予定しているのか。」との質疑に対し、教育課長補佐から「予算が成立しましたら、早急に入札手続き等に入り、年度内完了と考

えております。」との答弁がありました。

また別の委員より「

の宮小学校の降灰除去の委託料、60万円あるが、降灰時から結構時間が経つが、まだ必要なのか。」との質疑に対し、

課長補佐から「降灰の除去については、南側の窓や壁の部分などを、保護者、教育委員会で何回も行いましたが、なかなか落ちないところがあるため、今回専門業者にお願いをするもので、高所作業車等を入れて、清掃作業を行いうように考えております。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より「共同墓地災害復旧支援事業については、今年度だけなのか。」との質疑に対し、係長から「10年間を予定しており、29年の12月に事業化したので、平成38年度までは申請期間として受け付ける予定です。」との

答弁がありました。

また別の委員から

「塵芥車の件で修繕と思っていたが、全損であ

り買い替えるということ

であるが、リース期間は終わっているのか、新たなリース料が発生するということなのか。」との質疑に対し、市民課長から「事故車のリース期間は既に終了しています。塵芥車は特殊な車両であり金額も高いことから、およそ20名以下で、区長、民生委員、医療、教育などの関係者、その他さまざまな関係機関から選定させていただこうと思っております。基本的には、今年、福祉課で地域福祉計画を策定故は広い国道での衝突であり、ダメージが大きく専門業者に見てもらい破損が著しいため、今回新しくリース料を計上したところです。特殊車両までに数箇月を要するため、車輌代とは別に納車までの間、8箇月間の代車費用分172万8,000円を賠償してもらっております。」

ほけん課所管分

委員より「保健対策

推進費の自殺予防の件

で、この策定委員は何名

で、どのような方を考えているのか。」との質疑に対し、ほけん課長から「策定委員については、

およそ20名以下で、区長、民生委員、医療、教

育などの関係者、その

どもさんは、生活保護を

受けられなくなりますが、

か、大学へ進学される子



塵芥車

との答弁がありました。

との質疑に対し、係長から「5年に一度の大幅改正が10月1日から行われ、生活保護の基準額が変更となる予定であり、

保健福祉センターの浴室天井修繕が計上さ

れているが、夢の湯では事故が起きている。

施設は他にも多くあるが、点検を行い、早めの対応を。事故が起きれば人命に関わることとなるため、十分な対応をするように。」と

の意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号「平成30年度阿蘇市病院事業会計予算について」

委員より「べき地医療拠点病院整備事業補助金は、毎年あるのか。」

また「今回購入の機器類の内訳の説明を。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「補助金については、必要に応じて機器類の申請を行

認められれば付くことに

なり、今回は、歯科口腔外科の開設にあたり、医療機器等の設備を揃える

ものです。内容は、180度撮影できるレントゲン装置が主なもので、その他に診察用椅子を2台予定しております。」

との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第45号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」

委員より、「第11条にある勧告についての説明を。」との質疑があり、農政課長から、「第11条第1項に、事業者が住民説明会等を開催しないと協議に応じない場合に勧告ができ、第9条第1項に規定する地域住民との協定の締結に応じない場合についても同様に勧告できるものとしています。また、同条第2項には、勧告に従わない場合は、その内容を公表出来るものとしています。」との答弁がありました。

また、委員より、「第4条にある家畜ふん尿の年間発生量が1,000

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

0トン以上である事業者に適用されるとあるがこの根拠は、また、別の箇所に畜舎を建設した場合の対応は。」との質疑があり、農政課長から、「年間発生量については、他の自治体の条例を参考に作成したところもあり、1,000トンの根拠といたしましては、廃棄物処理法に規定する『多量排出事業者』に相

当するもので、畜産經營での目安とされている乳牛で50頭、肉牛で100頭、養豚で500頭等ということで、これには年間1頭当たりの家畜から排出されるふん尿に基づいて算定されたものになっています。また、他の場所に畜舎を計画する施設と既存施設を合算したふん尿の年間

た、「条文に、小規模な畜産農家については、周辺住民、地元区長等の同意を極力得る等の規定を定めた方が良いのでは。」との意見がありました。

「条文に、小規模な畜産農家については、周辺住民、地元区長等の同意を極力得る等の規定を定めた方が良いのでは。」との意見がありました。

観光課所管分

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

住環境課所管分

委員より、「仮設住宅外壁塗装工事について、住宅設置後の2、3年で外壁塗装を行うには早すぎるよう思われるが。」

と質疑があり、住環境課長から、「当時、阿蘇市に

仮設住宅を設置した際は、塗装を施さずに整備されたもので、昨年時点で既に傷んだ箇所が見受けられたので、県に改修を要望したところ、結果的に復興基金で対応するよう

になりました。また、委員より、「『然』に関する事業内容の詳細を。」との質疑があり、観光企画係長から、「本年は、『然』認定の方々と協議会等のものを設置する予定にしています。今後、事業を進めるに当たっての要望や意見等をお聞きし、

対する支援として、旅館組合に1,250万円、乙姫ペンション村に30万円。『草』に対しては、阿蘇グリーンストックに490万円。残り約1,300万円が『然』関係の事業

になります。」との答弁がありました。

必要があります。また、委員より、「『然』に関する事業内容の詳細を。」との質疑があり、観光企画係長から、「本年は、『然』認定の方々と協議会等のものを設置する予定にしています。今後、事業を進めるに当たっての要望や意見等をお聞きし、



仮設住宅

「ASOMO」において、「然」商品コーナーをより充実させる事業等を展開して参ります。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「フィールドミュージアム構想実践事業について、将来どのように進めていくのか。」との質疑があり、まちづくり課長から、「類を見ない希少植物が群生しています宮坂湿地を皮切りに、牧野組合の方々のご協力をお願いして活用出来ないかを検証するものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「協力をお願ひした牧野組合の方々の意見等は。」との質疑があり、課長から、「地域の役員の方々は、何か活用出来るのであればということ、非常に協力的であります。以前、全体会議の中で説明を行った際に、

口蹄疫対策についての意見がありましたので、畜産保健所等と協議を行い、草原に入るときに必ず消毒などの防疫措置をとつていただければ問題ないという見解をいたいでいます。しかし、外国の方々に関する注意が必要ということ、今後、事業を進めるとつては、県との協議もしっかりと行い、安全対策を図つて参ります」と伝えておりました。

また、別の委員より、「現地を紹介することで、草原が荒らされるようになるのでは。」との質疑があり、課長から、「本事業は環境省の満喫プロジェクトの認定されたものです。払い戻し方法につきましては、請求用紙を準備しましたので、それに、所有する回数券を添付して提出していたことがあります。料金改定前と改定後の取り扱いについては、券を確認すると購入した日付、時間、金額

が明記されていますので、そこで判断したいと考えております。」との答弁がありました。また、委員より、「夢の湯の回数券還付金

240万8千円の内容説明を。」との質疑があり、地域振興係長から「この試算の方法は、平成27年4月まで遡り、まず、ひと月に回数券を購入した金額に対し、当時の回数券の金額が2,000円ですでの、2,000円で割り、その月に何枚出でいたかという試算を行い、そして、回数券を使って入浴された方を差し引くと残数が出ますので、これを毎月に計算し、3年分を積算した結果、9,030枚の回数券が残っています。

また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との答弁がありました。また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくております『ANA Aのふるさと納税』といふ2つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先はJTBとなります。返礼品を発送する部分を阿蘇テレワーカセンターが担いますので、直接、JTBが支払う形になります。

提出先は。」との質疑があり、係長から、「まちづくり課と内牧、波野両支所で受け付けをしたいと考えています。」との答弁があり、課長から補足で、「交通手段が無い方もおられますので、現地、夢の湯にも対応窓口を設置したいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくております『ANA Aのふるさと納税』といふ2つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先はJTBとなります。返礼品を発送する部分を阿蘇テレワーカセンターが担いますので、直接、JTBが支払う形になります。」との答弁がありました。

ANAのサイトに関しては、業務を阿蘇テレワーカセンターも行えることが分かりましたので、テレワーカセンターに直接、委託しております。この契約に関しては、ふるさと納税額に対する一定割合でテレワーカセンター「ASOMO」に支払い、商品の発送等についても、テレワーカセンターで行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ふるさと納税について現地を紹介することで、草原が荒らされるようになります。」との質疑があり、課長から、「阿蘇市のふるさと納税は、インターネットサイトにつきましては、『ふるさとチョイス』、ANAがつくております『ANA Aのふるさと納税』といふ2つのサイトがあり、それぞれ契約して運営しています。ふるさとチョイスについては、委託先はJTBとなります。返礼品を発送する部分を阿蘇テレワーカセンターが担いますので、直接、JTBが支払う形になります。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「経営体



希少植物（ツクシマツモト）

ある一定のポイントが確保できれば、県の採択要件に基づき判断されます。」との答弁がありました。また、別の委員より、「そのポイントの採点はどこが行うのか。」との質疑があり、課長から、「ポイントは、市であらかじめ採点し、それを最終的に県が精査を行うという流れになります。全国から申請が上がる関係上、そこで全国ポイントが勘案され、そのボーダーラインが決められ、それを上回った経営体が採択されるという内容になっています。」との答弁があり、別の委員より、「ポイントについての市の基準設定は。」との質疑があり、課長から、「市の申請基準は、旧町村毎の枠組みで考えています。その区域の中で、ポイントの高い経営体の方や、比較的停滞したポイントとなる経営体の方もおられます。それらを合算して平均値を算出し、全国のボーダーラインを上回ることが見込まれる



内牧遊水池

議案第53号「平成30年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

事前にポイントを市のほうでチェックし、より採択地区で約5 ha程度を見込んでいます。賃借料については10 a当たり3万2,000円を設定しており、支払いについては、本年末の12月を予定しています。

また、別の委員より、「被災農地等借上料について、市が想定している農地面積と、支援する借上料の額は。」との質疑があり、課長から、「当初、対象面積は80 haを想定していましたが、復旧が早まった部分や、廃工になった部分等が10 ha程度あったということで、現在70 ha程度を見込んでいます。地区で申しますと、赤水、的石、跡ヶ瀬、車帰

のような基準にしています。地区で約43 ha程度、黒川、乙姫地区で約20 ha、狩尾地区で約5 ha程度を見込んでいます。賃借料については10 a当たり3万2,000円を設定しており、支払いについては、本年末の12月を予定しています。

以上のようないくつかの質疑があり、下水道係長から、「本計画は以前策定しておりました長寿命化計画と同様な計画となります。

請願第1号「内牧遊水池の防火機能の強化に関する請願書」

議会事務局長、建設課

委員より、「下水道ストックマネジメント計画策定業務委託について内容を。」との質疑があり、実際に藻の除去についても、その経費については、防災か管理かのどちらで対応するのか等の問題もある。」との意見があり、また、別の委員より、「防災に関する計画無しに、藻の除去を行うこと及び污水管渠について、劣化部分等を調査して、今後の更新計画を立てることを目的に実施し、その結果を基に、予算を圧迫しないような形で計画を立てるというのが本計画になります。」との答弁がありました。

以上のようないくつかの質疑があり、議会事務局長から、「本請願書の趣旨を見ると、防災面と管理面に関する内容であ

り、総務常任委員会と経済建設常任委員会の双方に付託すべきであった。」との意見がありました。

また、事務局長から、「1つの議案を2つの委員会に付託することは出来ません。もし、行うものになります。」との説明がありました。

また、別の委員より、「防災関連の話は、経済建設常任委員会では審議は難しいので、藻の除去について、一旦、結論は出しておいて、付帯決議で、防火体制の見直しを検討することを条件に採択する等出来ないか。」との意見がありました。

また、別の委員より、「請願者に内容をお聞きしたら、公共的な防火水槽として確立したいという思いが趣旨にあるとの確認をしています。」との意見があり、別の委員から、「請願者の意向が、そういうことであるのであれば、今回の付託について再度検討した

方が良いのでは。」との意見がありました。

また、事務局長から、「1つの議案を2つの委員会に付託することは出来ません。もし、行うものになります。」との説明がありました。

また、別の委員より、「請願者の意向が、そういうことであるのであれば、今回の付託について再度検討した

阿蘇市議会第3回定例会



11 議員が登壇 (一般質問)

中本建設課長 市道狩尾幹線は、被災して通行できないような状況です。一部区間、県道河陰阿蘇線から長寿ヶ丘公園の先については、被災状況が軽微であったので、土砂や転石の除去を行い通行が可能になっていますが、現在は、砂防事業等の工事車両が増えたことから、通行を規制しています。

長寿ヶ丘公園東側は、県の砂防堰堤工事が進められ、市道の災害復旧工事も発注しており、長寿ヶ丘までを、本年度中の開通を目指としています。また、市道全線については、砂防事業等の他事業の計画や進捗状況を見据え検討して参ります。

五嶋 狩尾幹線は50年前に端辺の草地改良時、牧道として整備された道路で、畜産、野焼き、有害鳥獣駆除等に活用されてきた。最近は、来訪者に「天空の道」と呼ばれ、観光資源として重要な道路になっていた。熊本地震による復旧費が100億円とのことだが、仮復旧のような形での整備は可能か。

五嶋

狩尾幹線は50年前に端辺の



五嶋 義行

五嶋 砂防堰堤の工事用道路を利
用して上まで通り抜けできないか。
建設課長 下から3kmほどは車で
行けますが、その先は崖が急で、傾
斜があり、また、転石などの危険も
伴うため、工事車両の進入について
も、諸問題の解消後の通行になると
考へています。



長寿ヶ丘公園から見る外輪山

砂防堰堤 土石流など上流から流れ出る土砂を受け止め、溜まった土砂を少しずつ流すことにより、下流に流れ
る土砂の量を調節する施設。

狩尾幹線(天空の道)の復活はあるのが

児童生徒を犯罪から守るためにの安全対策を



敏 德

教育部長 本年度の予算で、スクールバスを3台購入予定しており、全車両のドライブレコーダー設置を前向きに検討して参ります。

菅

菅 市原教育部長 市内小中学校において、不審者からの声掛け事案等の発生状況は。

菅 教育委員会が把握しているもので昨年5件発生しています。全て警察に連絡し対応いたしました。本年度は、4月に2件発生しており、内容は、児童の後ろから不審な車がついてくる、また、徒歩でついてくる等で、結果的には子どもが近くの方に助けを求めたことで、幸い大事には至りませんでした。

菅 犯罪を未然に防止するためには防犯カメラの設置について検討でききないか。

菅 教育部長 以前、新潟市で痛ましい事件が発生しました。その後、教育委員会としましても子どもたちの安全確保を図るための対策として防犯カメラの設置の検討を始めたところです。本件に関しましては、現在、学校長をはじめ関係者と予算を含め協議を進めているところです。レコーダーが設置されているか。



集団で登校する児童

畜産クラスター事業凍結に疑問



正

市原 副市長 畜産クラスター事業については、原告と市側との見解が大きく違っておりますので応訴いたしました。互いの主張の相違等については、直接、裁判に関わることでありますので回答は控えさせていただきます。

菅

市原 市原農政課長 畜産クラスター事業について、市は1事業体の事業を「凍結」、事故繰越も認めなかつた。これに対し、当該事業体は市を相手に損害賠償を求める訴訟を起こしたが、自治法や補助金交付要綱等に「凍結」という言葉があるのか。

和田副市長 補助金交付要綱等に「凍結」という文言はありません。

市原 市原農政課長 畜舎が現在の場所に建設されることを市が知ったのは平成29年9月22日と説明を受けたが間違いないか。

佐伯農政課長 間違いございません。

市原 農政課長 平成29年3月の補助金交付決定通知書に場所の明記が無かつたことも間違いないか。

高木総務部長 熊本県人事委員会に審査請求があつておりました職員の飲酒運転事案に関しましては、これまで3回の口頭審理が開催され1回目2回目においては双方の証人尋問が、3回目の4月27日は最終陳述が行われました。現在、審議中であり、3箇月程度で裁決がなされるとの報告を受けています。

他に「夢の湯天井崩落について」等の質問がありました。

市の裁判状況について

市原 副市長 現在、市が抱えている裁判等の進捗状況は、7月10日に7回目が行われる予定です。

菅

荒木まちづくり課長 市が提起いたしました阿蘇いこいの村の裁判は、これまでに6回の口頭弁論が行われ、

市原 副市長 畜産クラスター事業について、原告と市側との見解が大きく違っておりますので応訴いたしました。互いの主張の相違等については、直接、裁判に関わることでありますので回答は控えさせていただきます。

高木総務部長 熊本県人事委員会に審査請求があつておりました職員の飲酒運転事案に関しましては、これまで3回の口頭審理が開催され1回目2回目においては双方の証人尋問が、3回目の4月27日は最終陳述が行われました。現在、審議中であり、3箇月程度で裁決がなされるとの報告を受けています。

他に「夢の湯天井崩落について」等の質問がありました。



阿蘇坊中温泉「夢の湯」の再開は

原野火災発生時に内牧遊水池を
消防水利として利用しては



谷崎 利浩

年しか持たなかつた。今回の問題は管理能力の問題である。契約としては源泉使用料・駐車場は無料、借地料は年111万円、問題はないのでは。また、市有地にするのが理想だとしても賃貸契約の問題で修理が延びている理由にはならないと思うが。

谷崎 夢の湯の天井が崩落したが管理は出来ていたのか。木材は劣化が早く、防腐・防水処理の定期的なメンテナンス等、引渡し時に施工業者からの指導はなかつたのか。また、定期的な防腐処理の実績は有るのか。

荒木 まちづくり課長 崩落した結果を踏まえ再調査をしたところ、改修費が1億円を超えると見込まれ、多大な税金を投入するからには市として可能な限り総合的に検証し、恒久的に安定した経営が出来るよう進めていきたいと考えています。

他に「JR阿蘇駅前開発の意義」、「クラスター事業について」、「いこいの村の裁判について」等の質問がありました。

が、冬場は寒いという声があり、思うような換気調整が出来ませんでした。施工業者からの指導については、建設自体が合併前でしたのでそれに関する資料は残つていません。また、営業開始後、全体的な防腐処理を施したことは有りませんが、途中で腐食の部分や破損した箇所についてはその都度改修を行つてきました。

谷崎

施設の再開に当たっては、賃貸契約を問題としているようですが。現契約についても協議を進めているところです。市有地が好ましいと考え進めています。

谷崎

恒久的と言つても建物は15



夢の湯を視察する経済建設常任委員会



田中 弘子

中です。回数券につきましては、今回補正予算で計上させていただけます。回数券の払い戻しを予定しております。回数券につきましては、今後の方針は。

田中 今後の坊中温泉「夢の湯」現在は閉館

田中 現在の内牧遊水池の状況は。現地は、オオカナダモ、また、ヒシと呼ばれるものが、全面を覆つており、中は腐食物が堆積したような状態です。

田中 現在、内牧遊水池はどのようないくつかの管理がされているのか。また、原野火災の消火対応に内牧遊水池を水利として活用できないか。

総務課長

内牧遊水池の水面部分の管理は、熊本県阿蘇地域振興局土木部で管理されています。

佐藤市長

夢の湯再開は、重要な案件でもありますので、慎重な審議を図り解決策を見出して参ります。



内牧遊水池

また、防災ヘリによる消火活動は、水深2m以上が望ましいとされています。原野火災時の対応については、遊水池とは別に市内にヘリポートの離発着場を8箇所定めています。タンクを備えた防災ヘリと各消防団が所有するポンプと連携し消火活動に当たつているところです。

活用については、防災ヘリ要請元の消防署と協議しながら、遊水池の整備管理者である県に対し環境面での整備要望等を進めて参ります。

まちづくり課長

現契約についても協議を進めているところです。市有地が好ましいと考え進めています。

阿蘇いこいの村施設の有効利活用を

阿蘇坊中温泉「夢の湯」について



阿南誠藏

阿南 夢の湯について、現在、地権者の方と交渉中と聞いたが、一日も早く再開に向けて取り組みを。
佐藤市長 住民の方々が納得できるような形で進めていきたいと考えています。

震災復旧緊急対策 経営体育成支援事業について



阿蘇いこいの村北側広場

阿南 昭和59年、総工費15億7千万円かけ、地域住民の期待と共に「阿蘇勤労者いこいの村」がオープンし34年が経過した。旧阿蘇町が「雇用・能力開発機構」と105万円で売買契約を締結し、第3セクターでの運営後、(株)アグリスクエアへと運営形態が移り、国支援の融資、六次産業化ファンドによる出資等を受け、事業計画の一部変更等を経て、ようやく事業に取り組もうとしたが、熊本地震が発生した。これまでに運営先の事業中止や法人の解散、合意解約申入書の提出等がなされたこと等を全員協議会等で報告を受けたが、今後、施設をどのように管理するのか、また、敷地内広場等を市民の方々に開放する等の検討は出来ないのか。

荒木まちづくり課長

現在、施設

内の草刈りや雨樋の清掃等を職員で行つております。利活用については提訴中であるため、裁判の状況を見ながら慎重な対応を図りたいと考えています。

佐伯農政課長 申請件数1,148件で、現在、1,059件が竣工し、進捗率は92・2%となっています。事業費は39億7,200万円、市の負担は約8億円になります。
阿南 事業実施に当たつてのトラブル等は。

佐伯農政課長 平成29年2月15日に予定地で協議会事務局のJA、熊本県、事業者で現地確認を行い、県は、この時点での場所といつたところで確認をしていたと考えます。
竹原 2月23日、畜産クラスター計画の認定が、県から市、協議会へ、2月28日、実施計画、承認申請が来ているが、住所の記載、位置の記入はされていなかったのか。

佐藤市長 他に「熊本地震被災者の生活に復興支援を」等の質問がありました。

農政課長 文書の形式上、項目等がなく、住所等の記載はありません。

竹原 私が5月に財務局に対し、畜産クラスター事業の繰越申請書の情報開示を行ったが、平成29年3月16日付で、今、建設されている阿蘇市宮地万五郎の住所が明記されている。これまで、執行部は、平成29年9月22日までこの場所は知らないかつたと答弁しているが、なぜ財務省は阿蘇市の知らない住所を知つて

農政課長 国がどうして宮地地区の部分を承知していることについては、確認はとれていません。
竹原 今回の説明では、まったく理解できない。協議会、阿蘇市、県がもっと早く住民に知らせておけば、住民と共に牛舎移転について真剣に話し合い解決する事は可能だった。疑惑を行政の方で打ち消して頂き、住民の立場に立つた解決は。



竹原祐一

牛舎建設地、市は9月22日まで知らなかつた？



畜産クラスター施設

阿蘇の米を全国区に、特Aランク取得を!!



河崎徳雄

畜産クラスター事業の提訴について

河崎

クラスター事業について提訴された内容は、また、市の弁護士等の費用は議会の議決事項とし、議案提出を行うのか。

農政課長

原告側の損害ということで補助金相当額の5,009万5千円を含めて合計で7,393万5百円の請求内容となっています。訴訟に係る市の弁護士費用は、緊急性を要する関係上、予備費を充用しています。

阿蘇いこいの村について

河崎

平成25年に民営化し、現在は屋内外廃虚状態となっている。貸借契約書、協定書の不履行が原因で従業員も解雇同然だ。市の貸付先の選定にも責任があると思われるが、訴訟の請求趣旨は何なのか。

荒木まちづくり課長

請求の内容は、未払い賃料430万円、盛土撤去原状回復、備品の撤去、訴訟による費用負担になります。

河崎
米関係だけでも生産額は約400haで、主食用水稻が約1,870ha、WCSが約1,200ha、飼料用米等が約50haで水稻作付け等が主体です。

佐伯農政課長

A米取得のための体制づくりは、30億円と阿蘇の農業の基幹産業とも言える。平成12年に発足した特別栽培米を更に有効に販売するためには、食味試験時にAランクの取得が必要だ。市、県、再生協議会、JAが特A米取得のための体制づくりは、実需者である観光関係者等と支援を含め対策を図つて参ります。

農政課長

特Aプロジェクト会議を通して、JAや再生協議会、県、JAが特A米取得のための体制づくりは、実需者である観光関係者等と支援を含め対策を図つて参ります。



使われなくなつた市有施設の管理は



大倉幸也

畜産クラスター事業について

大倉

畜産環境保全に関する条例案で罰則が無いのに、今回の事業で補助金凍結の罰則を科したのはなぜか。私は罰則とは思っておりません。手続きに瑕疵(かし)があるのでないかということを支給を停止したものです。

教育部長

体育館、グラウンドにつきましては、今後も今までどおり一般開放し、避難所としても活用していくいただき、校舎については、検討校となり、残つている建物の状況は、

大倉
近年、統廃合を繰り返し廃校となり、残つている建物の状況は、校舎となり、残つてある建物の状況は、

市原教育部長

閉校した学校12校あり、残つてある建物の状況は、校舎で11施設、体育館12施設、プールが10施設です。

本山福祉課長

廃園の施設は3箇所あります。

教育部長

施設の利用状況、除草、剪定等の管理状況は。

大倉
校舎の9施設が民間への貸出しや、社会体育施設、倉庫として利用し、2施設が未利用です。

教育部長
体育館は2施設、プールで5施設が未利用です。貸付側に管理を求める施設が4施設、管理委託をしている施設が3施設、残り5施設は教育課で行っています。

大倉
管理を行つていると言われるが、樹木は伸び放題で適正な管理が行われているとは思えない。廃校になつても施設は残るのだから、当然、從来どおりの管理を行うべきだと思うが。事故等も発生している



旧宮地小学校



業者等に委託をする方向で行きたいと考えています。

大倉

来年、廃校になる山田小学についての今後の利用計画は。

教育部長

体育館、グラウンドにつきましては、今後も今までどおり一般開放し、避難所としても活用していくいただき、校舎については、検討校についての今後の利用計画は。

大倉
畜産環境保全に関する条例案で罰則が無いのに、今回の事業で補助金凍結の罰則を科したのはなぜか。私は罰則とは思っておりません。手続きに瑕疵(かし)があるのでないかということを支給を停止したものです。

畜産クラスター事業について

大倉

畜産環境保全に関する条例案で罰則が無いのに、今回の事業で補助金凍結の罰則を科したのはなぜか。私は罰則とは思っておりません。手続きに瑕疵(かし)があるのでないかということを支給を停止したものです。

子どもたちの命を守る取り組みを

北側復旧ルート、滝室坂トンネル開通後に
阿蘇市が目指す明るい将来像は

等の情報を収集し、同時に学校現場と協議を進め検討していきます。

森元

登下校時の安全対策の現況と対策は。



森元秀一

SNSを利用したいじめに對し、自殺相談体制の強化に厚生労働省は取り組んでいるとあるが、阿蘇市においての見解は。

市原教育部長

本件は教育委員会として最も重要かつ最優先すべき事項と認識し、学校と連携しながら様々な取り組みを開催しています。電話による相談窓口である「子ども SOS ダイヤル」の設置を周知徹底し、子どもたちが相談できる環境づくり、早期に発見できるような体制づくりに努めています。

全国の例を見ますと、千葉県の柏市が既に中学生を対象にしたSNS を活用した相談アプリを開発し、相談件数も多く大変有効な手立てではないかと聞いています。担当者によると、いち早く危険サインをキャッチする、未然に防止する。このような対策を取るという意味では大変有効な手立てと感じているとのことで、阿蘇市で本事業を始めた。県内の高等学校で本事業を始めた。それらの事例



保護者の方や地域ボランティアによる街頭指導や見守り隊に協力いただき、また、警察とも密に連携し、特に登下校時のパトロール強化を行う等、子どもたちの安全確保に努めたいと考えています。

森元

SNSを利用したいじめに對し、自殺相談体制の強化に厚生労働省は取り組んでいるとあるが、阿蘇市においての見解は。

教育部長

本件は教育委員会として最も重要かつ最優先すべき事項と認識し、学校と連携しながら様々な取り組みを開催しています。電話による相談窓口である「子ども SOS ダイヤル」の設置を周知徹底し、子どもたちが相談できる環境づくり、早期に発見できるような体制づくりに努めています。

全国の例を見ますと、千葉県の柏市が既に中学生を対象にしたSNS を活用した相談アプリを開発し、相談件数も多く大変有効な手立てではないかと聞いています。担当者によると、いち早く危険サインをキャッチする、未然に防止する。このような対策を取るという意味では大変有効な手立てと感じているとのことで、阿蘇市で本事業を始めた。県内の高等学校で本事業を始めた。それらの事例

バイパスは用地買収後、順次、着工していく予定です。

バイパスは用地買収後、順次、着工していく予定です。

園田

県道23号沿線の農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や、都市計画区域等の早急な規制緩和に取り組み、宅地造成、企業誘致のための工業団地整備の実現を。



園田浩文

北側復旧ルートのトンネル工事進捗状況が5月末現在阿蘇側は、本坑589m（進捗率約3・6km）、避難坑1,153m（進捗率29%）、避難坑1,153m（進捗率57%）。大津側では、本坑1,079m（進捗率65%）、避難坑1,552m（進捗率94%）で、国土交通省は2020年（平成32年）の開通を目指している。一方の滝室坂トンネル4・8kmの完成時期は。

中本建設課長

地元説明会では、工期は概ね7年から8年と聞いています。

北側復旧ルート開通後、今後の阿蘇市内主要幹線道路の整備計画は。

建設課長

内牧より車帰に抜ける市道と県道河陰阿蘇線は、市道部分については歩行者対策として白線を施工し、県道についてはカーブカット、視距改良等について県へ強く要望を行っています。



工事中の二重峠トンネル（阿蘇口側）

吉良経済部長 阿蘇西小学校前の8m道路に関しては、今年度中に整備が完了。県道23号へ接続する赤水

他に「阿蘇体育館の整備について」等の質問がありました。

佐藤市長

一本の道路が出来れば地域が変化し、流通・農業・観光・商工業、あるいは救急救命と命の道路に繋がります。20年以上要望を続けてきました滝室坂トンネルの着工は悲願でありました。2年後の北側ルート開通を期に阿蘇の魅力を日本、そして世界中へと発信できるよう計画して参ります。

第94回全国市議会議長会定期総会

平成30年5月30日東京国際フォーラムで開催された
「第94回全国市議会議長会定期総会」において、
九州部会（九州市議会議長会）提出議案
「九州における高速交通網等の整備促進について」
の補足説明を藏原議長が行いました。



— 抜粋 —

九州地域は、中央経済圏から遠隔の地に位置し、また離島を多数抱えるなど、その地理的条件から鉄道や高速道路などの整備充実が不可欠であります。その整備は、総体的に立ち遅れています。

高速交通網は、産業・経済の発展のために極めて重要な役割を果たすものであります。さらに、一昨年の熊本地震で明らかになったように、大規模災害発生時の代替ルートの確保の面でも、地域ネットワークの早期実現は、必要不可欠でございます。

このようなことから、九州新幹線西九州ルートの着実な整備及びJR在来線の輸送改善と東九州新幹線の整備計画路線への格上げ、西九州自動車道をはじめとする高規格道路、地域高規格道路、さらに主要国道の整備促進、早期全線供用について、強く要望致します。

(中略)

以上のような実情をご理解いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

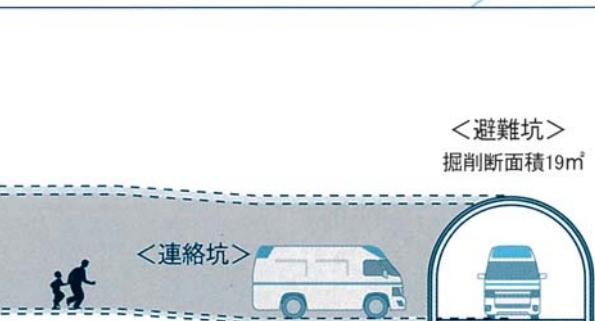
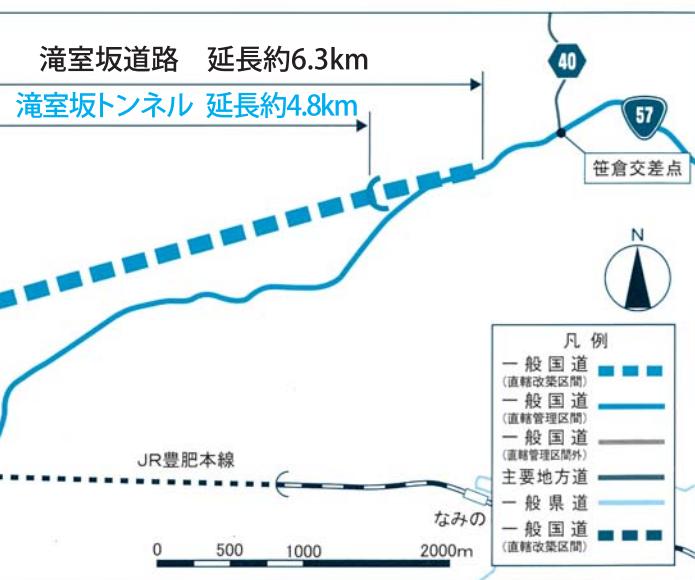
滝室坂トンネル

(坂梨工区) 工事
(波野工区) 工事

各都市間の所要時間短縮や高速定時制の確保が図られ、観光・交流促進等に貢献することが期待されます。

走行性の向上等を目的とした事業です。

行います。このトンネルの完成により、従来の線形不良区間を回避し走行性および交通安全性の向上を確保した



波野工区

工事名：熊本57号 滝室坂トンネル東新設（一期）工事

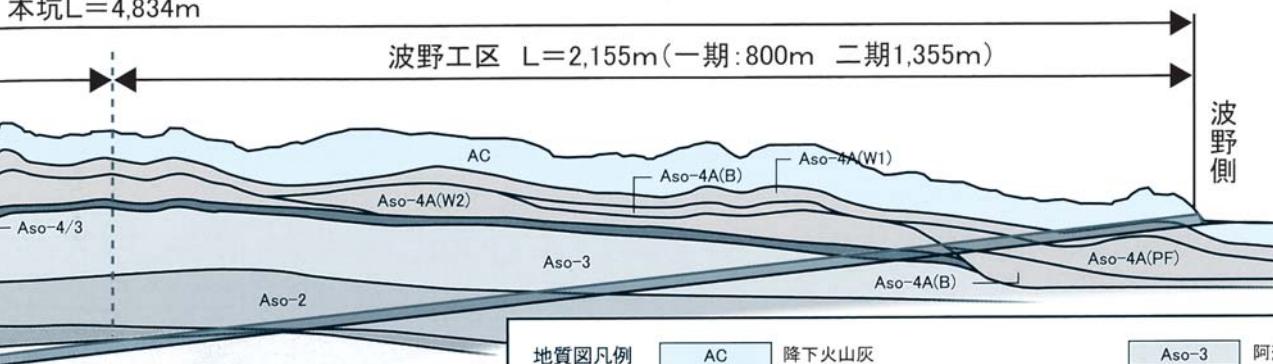
工事区間：阿蘇市波野大字小地野～一の宮町北坂梨

工期：平成30年4月2日から平成33年3月31日まで



波野側坑口付近

本坑L=4,834m



地質図凡例	
AC	降下火山灰
Aso-4A(W1)	阿蘇-4火碎流堆積物(溶結)
Aso-4A(PF)	阿蘇-4火碎流堆積物(軽石主体)
Aso-4A(W2)	阿蘇-4火碎流堆積物(弱溶結)
Aso-4A(B)	阿蘇-4火碎流堆積物(異質角礫火碎流)
Aso-4/3	阿蘇-4間隙堆積物
Aso-3	阿蘇-3火碎流堆積物
Aso-2	阿蘇-2火碎流堆積物
Aso-2/1	阿蘇-1・2火碎流堆積物
Aso-1	阿蘇-1火碎流堆積物
PA	先阿蘇火山岩類

滝室坂トンネル工事が着工されました!

国道57号

中九州横断道路は、延長約120kmの地域高規格道路で、本道路の整備により、大分県と熊本県の沿線

国道57号滝室坂道路は、地域高規格道路「中九州横断道路」の一部を形成し、災害発生時の代替路確保、
本工事では阿蘇市坂梨と波野を結ぶ滝室坂トンネル（全長約5kmにおよぶ長大トンネル）の建設を

交通環境を構築することが可能となります。

坂梨工区

工事名：熊本57号 滝室坂トンネル西新設（一期）工事

工事区間：阿蘇市一の宮町北坂梨～一の宮町坂梨

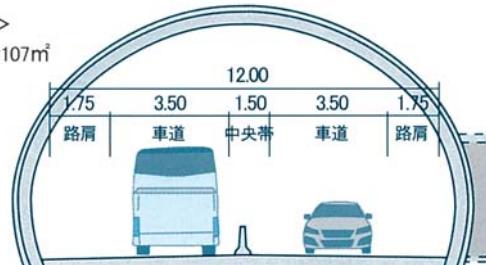
工 期：平成30年4月2日から平成33年3月31日まで



坂梨側坑口付近

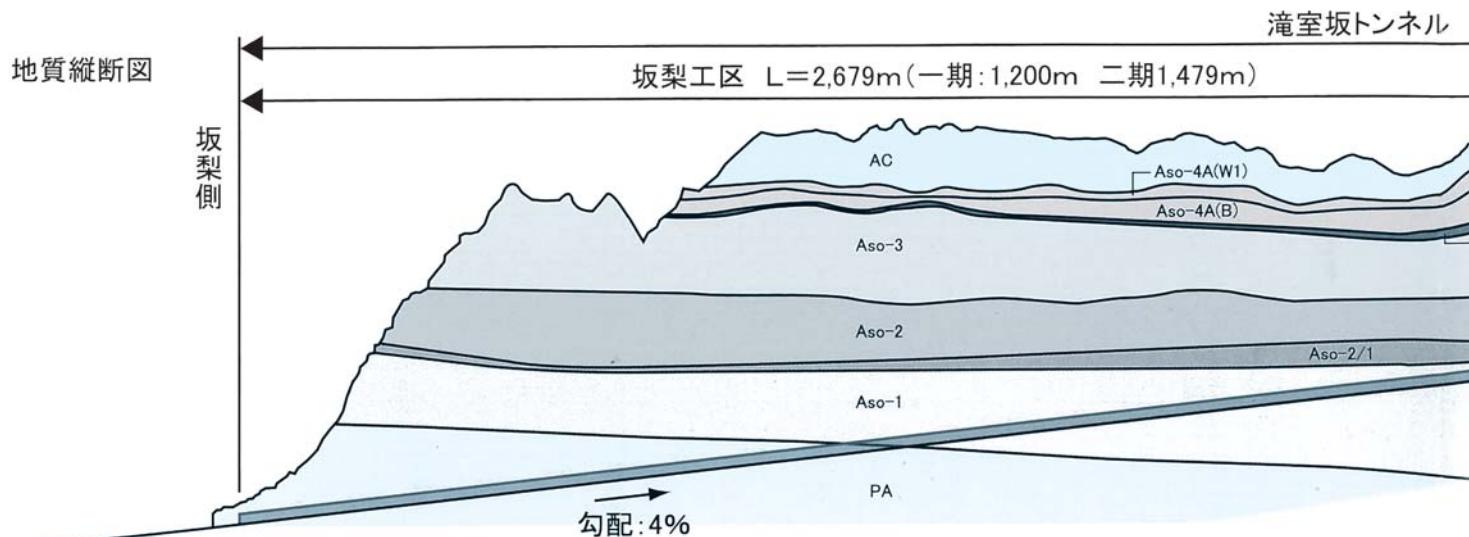


<本坑>
掘削断面積107m²



工事概要

滝室坂トンネルでは坂梨工区と波野工区があり、両方からそれぞれ掘り進めていきます。



阿蘇市議会活動状況 (平成30年5月～8月)

- 5月25日
阿蘇市議会運営委員会
- 5月29日
第47回全国温泉所在都市議会議長協議会総会
第267回熊本県市議会議長会
- 5月30日
第94回全国市議会議長会定期総会
- 6月1日～6月15日
平成30年第3回阿蘇市議会定例会
- 6月1日
阿蘇市議会全員協議会
- 6月8日
阿蘇市防災会議
- 6月17日
阿蘇市消防団通常点検及び操法競技大会
- 6月24日
中九州横断道路 国道57号滝室坂道路 滝室坂トンネル（仮称）着工式
- 7月6日
阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化景観を守り、
次世代に継承する」ための取り組みに関する県知事及び県議
会議長要望
- 7月12日
九州北部豪雨災害の追悼行事
- 7月17日
阿蘇市町村正副議長・常任委員長・議会運営委員長研修
- 7月24日
中九州・地域高規格道路促進期成会総会
- 7月27日
平成30年度一般国道212号改修促進期成会定例総会
- 8月5日
立野ダム本体建設工事起工式



阿蘇市消防団通常点検及び操法競技大会



九州北部豪雨災害の追悼行事

市民のみなさま議会広報「かるでら」のご愛読いただきありがとうございます。

早いもので、今回の広報委員会も4年目を迎えました。みなさまに少しでもわかりやすく、そして見やすい誌面を目指し編集作業に当たっていますが、如何だつたでしょうか。

これからも引き続き、市議会・議員活動の一端を紙面の中でお伝えし、内容の充実に努めてまいります。
今後共ご愛読の程、よろしくお願い致します。

【議会広報特別委員会】

委 員	副 委 員 長	委 員 長	湯 浅
立 竹	岩 谷	市 園	正 司
石 原	下 崎	原 田	
昭 祐	礼 利	浩 正	
夫 一	治 浩	文 正	

編集後記